

※別紙 2

「要配慮個人情報」

要配慮個人情報（本規程第 2 条（定義）第 3 項）とは、次に掲げるものをいう。

1 人種

信条

社会的身分

病歴

犯罪の経歴

犯罪により害を被った事実

2 一 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）

(1)身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害

(2)知的障害者福祉法にいう知的障害

(3)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にいう精神障害（発達障害者支援法第 2 条第 2 項に規定する発達障害を含み、(2)に掲げるものを除く。）

(4)治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）

により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

三 健康診断の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

五 本人を少年法第 3 条第 1 項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。